

当センター会員の皆様・市民の皆様へ

★来年の令和8年4月から契約方法が変わります。

《概要》

特定事業者に係る取引の適正化に関する法律（フリーランス法）が令和6年11月1日に施行され、シルバー人材センターの会員もフリーランス法の適用を受けることになりました。

そのため、会員がフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省から「法律の趣旨に沿い、シルバー人材センターの契約方法をお客様と会員との直接契約に見直すよう」方針が示されました。

これを受け、多賀城市シルバー人材センターでは令和8年4月1日から新しい契約方法へ移行するため、令和7年度1年間をかけて準備を進めてまいります。新しい契約方法の具体的な内容等は、当センターホームページ等で順次お知らせする予定です。

皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

★フリーランス法について

（1）背景と目的

フリーランス法は、フリーランスとして働く人々が安心して働くことができる環境を整えるために制定されました。具体的には、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。

（2）適用対象

適用対象は、発注事業者からフリーランスへの業務委託となります。

フリーランスとは、従業員を使用せずに個人で業務を受けている人を指しており、請負・委任契約で就業しているシルバー人材センター会員もフリーランスとなります。

ただし、派遣契約で就労している会員は、フリーランスではありません。

（3）発注事業者の義務

発注事業者は、フリーランスであるシルバー人材センター会員に対して、「契約条件の明示」をする義務が生じます。明示するものは、仕事の内容、報酬額、支払期日などを、書面または電磁的方法で通知する必要があります。その他にも、支払期日の設定や期日内の支払い、募集情報の的確な表示、ハラスメント対策の体制整備などの義務があります。

★契約方法の移行とは

これまでの契約方法は、シルバー人材センターがお客様から仕事の依頼を受け契約し、その仕事を会員へ再委託する形態でした。新しい契約方法では、お客様と会員との間に直接的な契約関係が生じるようになります。センターは、お客様と会員の間に入り、様々な調整を行います。